平成２２年（フ）第２５号
広島県福山市西深津町２丁目12番３号　こうせいハイツ101、旧住所広島県福山市東深津町４丁目13番29号
債務者　神原　久枝
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第１号
栃木県栃木市平柳町１丁目14番20号　シルクⅠ101
債務者　神山　一夫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１２号
栃木県栃木市城内町１丁目11番３号
債務者　杉山　嘉代
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１９号
栃木県下野市小金井98番地７
債務者　嵯峨みどり
1　決定年月日時　平成22年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３０号
栃木県小山市西城南１丁目９番地１　市営松ヶ丘住宅Ａ棟５号
債務者　島崎　晴美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第５０号
愛知県みよし市莇生町藤塚６番地138
債務者　小川　真希
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７３３号
東京都葛飾区奥戸８丁目20―23―401
債務者　鈴木　義孝
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７８９号
東京都練馬区北町１丁目21―18
債務者　岩崎　博司
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７９３号
東京都葛飾区亀有３丁目20―５―１Ｆ
債務者　木口　圭子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４６号
東京都江戸川区北葛西２丁目12―21
債務者　彦坂　瑞恵（旧姓平）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１号
東京都武蔵村山市大南１丁目１番地の１光峰ビル301号
債務者　永山　琢巳
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５２号
東京都武蔵村山市大南１丁目１番地の１光峰ビル301号
債務者　永山　未来
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９９号
東京都西東京市東伏見１丁目１番18号コーポ金子107号
債務者　小玉　輝彦
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６号
広島県福山市霞町２丁目４番13―305号、旧住所京都市中京区壬生相合町24―５デイスターアベニュー408号、旧々住所東京都渋谷区富ヶ谷２丁目６番13号代々木公園ヒルズ302
債務者　内藤　公子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９号
岡山県苫田郡鏡野町女原32番地５
債務者　髙尾　優子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部